

お持ちの空き家でお困りではありませんか？



日時 令和5年 2月25日(土) 午後1時30分から

場所 働く女性の家(稲吉3-15-67)

空き家に関する様々なお悩みを**専門家**に相談してみませんか？

空き家を売りたいけど、
どうすればいいの？

どうやって空家を管理
すればいいの？

実家を相続したけど、
どうすればいいの？



相続や登記のことが
よく分からない

対象者	◎市内に空き家を所有している方 ◎相続などにより、市内に空き家を所有する可能性のある方 ◎一人暮らしなどで、将来的に家の維持管理や処分について不安のある方
内容	不動産・建築・法務の専門家が相談に応じます。 ※1組30分(事前予約制/先着5組) ※相談内容に応じて登記簿や図面、相続関係図などの資料をお持ちいただくとスムーズに相談ができます。
申込期間	1月13日(金)～1月31日(火) 平日/午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝除く) 電話または受付窓口で予約の上、申込書を提出してください。 ※予約後、その日から1週間以内に申込書を提出してください。期限内に提出がない場合はキャンセル扱いとなります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。
受付窓口	市民協働課(霞ヶ浦庁舎) ☎029-897-1111